

## 長崎市特別支援教育就学奨励費支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長崎市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の特別支援学級に在籍し、又は通級指導教室に通学する児童又は生徒の保護者及び小中学校の通常の学級に在籍し、かつ、肢体不自由のため常時通学に付添いを要し、又は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者（次条及び第4条においてこれらを「保護者」と総称する。）に対し、その経済的負担を軽減するため、予算の範囲内において特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者の要件)

第2条 奨励費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、小中学校の保護者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けていない者とする。

### (支給費目及びその額)

第3条 奨励費は、別表の左欄に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支給費目を支給するものとする。ただし、長崎市児童生徒就学援助規則（平成21年長崎市教育委員会規則第1号）に定める就学援助により支給される支給費目については、この限りでない。

### (支給の申請)

第4条 奨励費を受給しようとする保護者は、年度ごとに別に定める申請書に必要な書類を添えて、当該児童又は生徒が在学する小中学校の校長（第8条において「校長」という。）を経て教育委員会に申請しなければ

ばならない。

(受給者の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、別に定める基準に基づき奨励費の受給者を決定する。

(支給対象期間)

第6条 奨励費の支給の対象となる期間（以下この条において「支給対象期間」という。）は、前条の規定により奨励費の受給者として決定した日（以下この条において「決定日」という。）から決定日の属する年度の3月31日までとする。ただし、同条の規定により奨励費の受給者として決定した者（以下「決定者」という。）が決定日前から継続して第2条に規定する支給対象者の要件に該当する者であるときは、当該決定者に係る支給対象期間には当該要件に該当することとなった日（その日が当該年度の4月1日以前であるときは、同日）から決定日の前日までの期間を加えるものとする。

(支給額及び支給方法)

第7条 奨励費の支給額及びその支給方法は、教育委員会が別に定める基準に基づき決定する。

(決定者の報告)

第8条 決定者は、奨励費を必要としなくなったとき又は教育委員会が別に定める事由に該当したときは、速やかに校長を経て教育委員会に報告しなければならない。

(支給の停止又は取消し)

第9条 教育委員会は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励費の支給を停止し、又は奨励費の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 決定者が第2条に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨励費の決定を受けたとき。

(奨励費の返還)

第10条 奨励費は返還を要しない。ただし、前条第2号に該当するとき又は教育委員会が返還を要すると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励費に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度の予算に係る奨励費から適用する。

別表（第3条関係）

支給対象者		支給費目
特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者	収入額が必要額の2.5倍未満	学校給食費、通学費、通学付添費、修学旅行費、校外活動費、学用品・通学用品購入費、体育実技用具費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
	収入額が必要額の2.5倍以上	通学費及び通学付添費
通級指導教室に通学する児童又は生徒の保護者		通学費及び通学付添費
通常の学級に在籍し、かつ、肢体不自由により通学に付添いを要する児童又は生徒の保護者		通学費及び通学付添費
通常の学級に在籍し、かつ、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者	収入額が必要額の2.5倍未満	学校給食費、通学費、通学付添費、修学旅行費、校外活動費、学用品・通学用品購入費、体育実技用具費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
	収入額が必要額の2.5倍以上	通学費及び通学付添費

備考 「収入額」及び「必要額」とは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領について（平成20年4月1日付20文科初第237号文部科学省通知）に定めるところにより算定し、及び測定したものいう。